

阿久比町監査公表第12号

平成24年12月27日付け提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 渡 辺 功

阿 監 発 第 6 号

平成25年2月20日

請求人

A 様

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 渡 辺 功

阿久比町職員措置請求について（通知）

平成24年12月27日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成24年12月27日、これを受理した。

第2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年1月25日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

1. 阿久比町が町道2001号線湧水対策工事において発注した、資材費142,485円、人夫賃178,100円、機械借上賃333,774円は見積書の徴収がなく、個別発注されているが合計654,359円となることから、阿久比町決裁規程第9条別表第1、第2及び地方自治法施行令第167条の2別表5の規定に反する。また、工事実施から発注書等の事務処理が1ヶ月近く掛かっており事務を怠っている。
2. 機械借上賃でバックホウ、ダンプトラック2t、ダンプトラック4tの借上賃に通勤費、社会保険料等の必要経費が水増しされている。この必要経費は人夫賃にすべきである。
3. 作業日報によれば、碎石29.5m³、合材（再生密粒）0.4m³、バックホウ15.5時間、ダンプトラック2t15時間、ダンプトラック4t1時間、世話役1人、普通作業員14人である。しかし、請求書によると碎石27.5m³、合材（再生密粒）1.5m³、バックホウ15.5時間、ダンプトラック2t15時間、ダンプトラック4t1時間、普通作業員13人である。バックホウとダンプトラック2tは一体となって作業を行い土の処分を行っており、バックホウの時間がダンプトラック2tより0.5時間多いのは水増しである。また、請求人が試算した結果は碎石25.38m³、合材（再生密粒）0.18m³あり、町が計算した数量は水増しされている。作業日報と請求書で数値が何故違うのか根拠が不透明である。
4. 前述したことから請求人が試算したところ、以下のとおり未払金及び過払金がある。
 - ア. 普通作業員の人夫賃に対する通勤費、社会保険料等の必要経費一人当たり3,200円の13人分で41,600円の未払金である。
 - イ. 資材費の碎石が単価4,400円の2.12m³分で9,328円、合材（再生密粒）が9,800円の1.32m³分で12,936円、合計金額で22,264円の過払いで損失額である。
 - ウ. 機械借上料は、ダンプトラック2tが実質使用時間1日8時間の5日間、時間単価1,975円で試算して30,500円の過払い、ダンプトラック4tが実質使用時間2時間の時間単価3,313円で試算して2,422円の過払い、バックホウが実質使用時間15時間の時間単価4,625円で試算して129,955円の過払いであり、合計で162,877円の過払いであり損失額である。
 - エ. 消費税は、資材費で1,113円の過払い、機械借上料で8,114円の過払いであり、合計で9,257円の過払いであり損失額である。
 - オ. 未払金については、アの人夫賃に対する必要経費41,600円、消耗雑

材費 15,000 円、設計費用 20,000 円、諸経費 41,851 円、カッター使用料 4,800 円、土処理料 41,877 円の合計で 165,128 円が未払金である。

5. 以上のことから、資材費で 22,264 円、機械借上料で 162,877 円、消費税で 9,257 円、合計で 194,398 円の過払いであり、未払金の 165,128 円との差引額である 29,270 円が過払いの損失額である。

阿久比町が発注した町道 2001 号線、2018 号線の工事の支払いの一部が不当利得、不法行為、共同不法行為によるもので違法な支出である。

地方財政法第 4 条第 1 項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定し、地方自治法第 2 条第 1 4 項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定していることから地方自治体の事務事業については、必要最小限の支出を行う注意義務が地方自治体の長にある。

よって、阿久比町長は竹内啓二に対し、金 29,270 円を阿久比町に対し賠償させるための措置をとること。併せて、当該職員に対し 29,270 円を竹内啓二と連帯して阿久比町に対し賠償させるための措置を講ずるよう求める。

併せて、平成 24 年年度分についても同様の措置を講ずるよう求める。

第 4 監査の方法

請求書の事項について建設経済部長、建設環境課長、同課長補佐から事情を聴取するとともに、関係書類の監査を行った。

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

建設環境課の道路橋梁維持事業において平成 24 年度に緊急を要するとして実施した町道 2001 号線湧水対策工事において、発注及び支払方法等の一部に事務を怠る事実が認められた。したがって、町は、この発注及び支払方法等を見直し、必要な措置を平成 25 年 3 月 25 日までに講じられたい。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員事情聴取などから、次のとおり

の事実が認められた。

- ① 本町では、当該工事のように緊急を要するとして実施する工事の現行の発注及び支払方法については、従来、工事設計書の作成を省略し、業者より見積書を徴し、その内訳を 8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路橋梁維持事業費の内の 7 節賃金の人夫賃（普通作業員を対象）、14 節使用料及び賃借料の重機借上料、16 節原材料費の補修用材料の費目毎に振分け発注書により発注し、業者に作業実績等を書類等により報告させて内容を検収し、最終的にその中に諸費用を含む形で工事費を支払う方法で工事を実施している。この費目毎の単価については、人夫賃は県単価を用い、補修用材料は県単価及び町の単独単価を用い、重機借上料については、町の単独単価として年度当初に運転手、機械損料、燃料費の諸経費を含む借上単価を機種毎に決定し用いている。
- ② 当該工事について、以前から地区住民から要望があり、平成 22 年 6 月に横断暗渠工事を実施し、一時的には効果があったが完全な解消には至らず、湧水対策を早急に施行するよう再度要望があり、町職員は現地を調査し工事概要として町道 2001 号線の縦断暗渠工事 114m、横断暗渠工事 3 箇所併せて町道 2018 号線の排水暗渠工事 41m を検討し、業者と共に現地において工事内容等の確認を行い、見積書の提出を求めた。
- ③ 当該工事費用について、請求人から平成 22 年度の工事は不適切であり施工業者に工事費を返還又は値引きすることを求める要請が町職員と業者にあり、当該工事を依頼した業者が平成 22 年度工事と同一業者であったことから町職員は業者と協議し、結果として平成 22 年度工事の直接工事費である 136,000 円を当該工事の見積書の直接工事費から差し引くことで業者の了承を得て、改めて見積書を提出させた。その内容は次のとおりである。

見積書の内容

- ・直接工事費は、世話役が 1 人、普通作業員が 9 人、砕石が 33.0 m³、ダンプトラック 2 t が 21 時間、バックホウ 0.1 m³ が 21 時間、再生密粒度アスコン 13TOP が 0.4 t、雑費（アスファルトガラ処理、保安設備費）1 式で 709,200 円である。間接工事費は、重機回送費が 2 回、諸経費 1 式で 50,800 円である。
- ・直接工事費の 709,200 円から 136,000 円を差し引き、間接工事費の 50,800 円を加え消費税を加算した 655,200 円が最終的な見積書の金額

となった。

なお、請求人から要望のあった平成22年度工事費に係る値引きの了承を得たこと、値引きをした見積書を徴したことを請求人には報告していない。

- ④ 町職員は、この見積書により年度の切替り時期ではあるが緊急性もあることから、早急に作業を実施するよう指示した。
- ⑤ これを受けて業者は、当該工事を実施した。業者は最終的な見積書の金額に合わせる形で作業日報等を作成して町に提出した。
- ⑥ 町職員は、提出された作業日報等を基に、前述のとおり費目毎に振分け、発注書を作成して発注、検収を行った。その内容は次のとおりである。

作業日報等の内容

- ・ 普通作業員は14人、世話役は1人、バックホウ0.1 m³は15.5時間、ダンプトラック2tは15時間、ダンプトラック4tは1時間、再生密粒度アスコン13TOPは0.4t、碎石は29.5 m³である。

費目毎への振分け内容

- ・ 7節賃金の人夫賃は、作業日報等を勘案し普通作業員分と世話役分と諸経費の一部を振分けて、普通作業員13人分、単価13,700円の178,100円とした。
 - ・ 14節使用料及び賃借料の重機借上料は、作業日報のとおりバックホウ0.1 m³15.5時間、単価12,860円の199,330円、ダンプトラック2t15時間、単価7,300円の109,500円、ダンプトラック4t1時間、単価9,050円の9,050円、消費税15,894円の計333,774円とした。
 - ・ 16節原材料費の補修用材料は、諸経費の一部を振分けて、再生密粒度アスコン13TOP1.5 m³、単価9,800円の14,700円、碎石27.5 m³、単価4,400円の121,000円、消費税の6,785円の計142,485円とした。
 - ・ 7節賃金の人夫賃、14節使用料及び賃借料の重機借上料、16節原材料費の補修用材料の合計は654,359円である。
- ⑦ 当該工事以外の平成24年度における緊急を要するとして実施する工事についても、その内容の詳細な報告を求めた。

3 監査委員の判断

本件町道2001号線湧水対策工事に係る発注、支払方法等について、

関係者からの事情聴取等をもとにして判断した結果は、次のとおりである。

町が発注した町道2001号線湧水対策工事において、実際には見積書は徴されていたが、発注書等の書類の事務処理が工事実施から1ヶ月近く掛かっていることについては、年度切替り時期で緊急を要していたとしても、そのことをもって事務の遅延の理由とできるものではないことから、請求人の言う怠る事実があったと考える。

本町の緊急を要するとして実施する工事の現行の発注方法では、8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持事業費の7節賃金の人夫賃、14節使用料及び賃借料の重機借上料、16節原材料費の補修用材料の費目毎の発注書により発注されており、その金額も50万円以下であることから、阿久比町決裁規程及び地方自治法施行令第167条の2別表5に違反するとは言えないと考えるが、維持補修のための一連の工事として捉えるならば、請求人の主張に理由が無いとは言いきれないと考える。

請求人あっては、機械借上料に含まれる通勤費、社会保険料等の必要経費は人夫賃とすべきと主張しているが、前述のように費目毎の支払いをするために年度当初に機械借上料として必要経費を含む形で単価設定を行い執行していることが直ちに誤りであるとは言えないと考える。

また、機械借上料に含まれる通勤費、社会保険料等の必要経費は人夫賃とすべきとし独自の積算方法により機械借上に係る経費及びその他の諸経費を試算し、その試算結果から過払いの損失があるとしているが、正規の工事設計による機械借上に係る積算方法とは異なることから、請求人の試算結果をもって過払いの損失があるとは言えないと考える。補修用材料についても、現地を調査し測定した数値等を基に試算し、その試算結果から過払いの損失があるとしているが、工事設計ではアスコンの数値は、プラントでの取引の最低数量が0.4tであることからその数値を最小数値として用いることなどから請求人の試算した計算値だけで判断することは適正であるとは言えないと考える。

ただし、本件工事においては、当初見積書の金額から請求人の要請により過年度工事の返還分を差し引くという変則的な発注方法を用い、作業日報等の内容を差し引き後の金額に合わせる数量で作成していることから、実際の作業内容とは異なるものであることは明らかである。

更に、その提出された作業日報等を基に、前述したように費目毎に振分け、発注書を作成して発注、検収を行っていることから工事の水増しであるとか丸投げであるといった誤解を招く要因となったと考える。

本来であれば、工事概要に即した見積書を徴して発注し、実際の作業日報等を提出させ検収し、現行工事の実績に即した金額を確定したうえで、返還金として返還させる又は差し引くなどの方法を取り、実際に要した費用を明確にすべきであり、本件のように単に返還分を差し引いた金額に合うように作業数量等を作成して、その数量等に合わせるよう勘案して発注、検収をする行為は事務を怠っているとしか言えないと考える。

したがって、町は、当該工事の発注、支払方法等について、前述したとおりの怠った一部の事務があったことを認識し、緊急を要するとして実施する工事における事務を見直し、必要な措置を講じられたい。

当該措置に関する期限は、平成25年3月25日とする。

監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、町当局に次のとおり意見を付するものとする。

町職員は、その従事する事務において、慣行的な事務であっても適正であるか改善すべきかなど、絶えず問題意識を持って事務にあたり、適切な事務の遂行に努め、住民の負託に応える必要がある。